

自立支援プログラム策定実施推進事業及び
生活保護適正実施推進事業の交付方針等について

1 事業の採択方針について

(1) 次の事業は優先的に採択する。

① 自立支援プログラム策定実施推進事業

ア 精神障害者等退院促進事業

イ 稼働能力判定会議設置事業

② 生活保護適正実施推進事業

ア 診療報酬明細書点検等充実事業

イ 体制整備強化事業

ウ 業務効率化事業

(2) 債務整理等の支援に関するプログラムについては、平成20年度中にすべての自治体において策定をお願いしているが、まだ策定していない自治体において平成22年度中に策定する予定がある場合、優先的に採択する。

(3) (1) ②「ア 診療報酬明細書点検等充実事業」については、以下のような取り組みについて協議があった場合には、優先的に採択する。

- ・「生活保護制度における他法他施策の適正な活用について」(社援保 0324 第1号)にて示した「自立支援医療適用確認台帳」等を活用し、他法他施策の適用可能性について点検を行う場合。
- ・外部点検専門業者と契約する際などに競争入札の実施や成功報酬契約等を実施した場合。なお、この場合においても、対象となる全てのレセプトの点検を行わせることに留意すること。
- ・縦覧点検を実施するにあたり、対象となる全てのレセプトに対し、「4・5・6月分」を点検した翌月には「5・6・7月分」を点検するなど、毎月縦覧点検を実施する場合。
- ・この他、点検体制・点検項目等について工夫がみられるなど厚生労働省にて効果的な取組と認めた場合。

(4) 平成22年度新規事業である「居宅生活移行支援事業」についても優先的に採択することとしているが、採択方針については、別途通知する。

2 補助対象について

(1) 様式1の(1)-アから(11)-イの事業区分において、協議額が10万円未満の場合は補助対象としない。(ただし、(3)及び(4)は除く。)

- (2) 救護施設居宅生活者ショートステイ事業の補助基準等は次のとおりであるが、当該事業の協議については、極めて低調であるので、積極的に協議をされたい。

救護施設居宅生活者ショートステイ事業について

ア 所要額の算定方法

利用者1人あたりの所要額は、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の取扱いについて」（昭和63年5月27日社施第85号厚生省社会局長通知）の別紙様式（1）の（ア）により算定した、事業実施施設における施設事務費支弁基準額（月額）を基に日割り単価を算出し、これに利用日数を乗じ、本人支払額がある場合はそれを差し引いて算定すること。

なお、日割り単価は、次の算定式により算出した額とする。

$$\text{施設事務費支弁基準額(月額)} \times \frac{\text{当該月の実利用日数}}{30 \text{日または当該月の日数}} \times (\text{円未満切り捨て})$$

イ 事業の実施主体

利用者の保護の実施機関

ウ 基準生活費について

利用期間が1か月を超える場合は、利用開始日の属する月の翌月（利用開始日が月の初日であるときは当該月）から「救護施設及びこれに準ずる施設の基準額」及び加算に変更すること。

利用者が居宅から救護施設に入所する場合で、利用期間が1か月以内の場合については、居宅基準生活費は、入所する初日を含めた日数に応じて計上し、救護施設等基準生活費は、入所した日を含めた日数に応じて計上すること。

また、医療機関に入院しており、入院患者日用品費が算定されている者が退院し、そのまま当事業を利用する場合には、入所日から入院患者日用品費及び加算を計上せず、「救護施設及びこれに準ずる施設の基準額」及び加算に変更すること。

- (3) 生活保護法施行事務監査等事業における嘱託医、及び生活保護特別指導監査事業において、年金受給可否検討状況の確認を行うために雇い上げる社会保険労務士の報酬及び手当については、自治体ごとの規程や予算に基づき、実態にあった額で設定すること。

- (4) 収入資産状況把握等充実事業及び扶養義務調査充実事業は継続ケースのみを補助対象とし、新規開始ケースに係る第29条の関係先調査に要する経費については補助対象としないこと。

また、扶養義務者の実地調査にかかる旅費については、調査対象者が昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知「生活保護法による

保護の実施要領について」の第5の2(2)の「重点的扶養能力調査対象者」である場合に補助対象とする。

なお、重点的扶養能力調査対象者が管外に居住する場合には、相当の扶養能力が認められる場合のみ、補助対象とする。

- (5) 体制整備強化事業における面接相談員設置については、生活保護関係業務の相当の経験を有する者等を雇い上げる経費を対象とする。面接相談業務の外部への委託については補助対象外であること。

なお、労働者派遣事業による場合、当該派遣職員は生活保護関係業務の3年以上の経験を有する者であること。

- (6) 次の経費については補助対象外であるため、協議は行わないこと。

なお、補助対象外の経費が実績報告で計上されている場合は返還の対象になるので注意すること。

- ・ 公用車購入費
- ・ 公用車燃料代
- ・ 電話代、回線使用料
- ・ 夕食代、懇親会費
- ・ 雇上職員に係る超過勤務手当
- ・ システムに係るランニングコスト

3 協議に当たっての留意事項

- (1) 自立支援プログラム策定実施推進事業のうち、「就労支援事業」及び「就労意欲喚起等支援事業」については、「緊急雇用創出事業臨時特例交付金(基金)」の「住まい対策」に係る事業としての実施となるので留意されたい。

- (2) 生活保護適正化事業の生活保護特別指導監査事業においては、平成17年3月31日社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知「セーフティネット支援対策等事業の実施について」4の(1)により、「一般指導監査」、「特別指導」及び「確認監査」を実施することとしているが、これらはそれぞれ別の日程で計画し実施されたい。今後、生活保護特別指導監査事業の協議にあたっては、「平成22年度生活保護特別指導監査事業実施計画」(様式6)及び「平成21年度生活保護特別指導監査事業実績報告」(様式7)を提出されたい。

また、「一般指導監査」においては是正改善を要するケース及び自立が期待されるケースについては、改善事項及び今後の援助方針を「ケース指導台帳」(平成17年3月31日厚生労働省社会・援護局総務課指導監査室生活保護監査係長事務連絡「生活保護特別指導監査事業について」別紙)に記入し保管しておく必要があるので、留意されたい。

- (3) 「生活保護に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」(平成20年8

月 1 日総務省)において、福祉事務所が管外に居住する扶養義務者に対して実地に調査を実施する場合の事前の調査及び連絡の徹底、並びに管外への扶養義務調査の効果分析・検証の実施について勧告がなされたことから、今後、扶養義務調査充実事業の管外出張の旅費の協議にあたっては、「平成 22 年度扶養義務調査充実事業による出張計画(管外出張)」(様式 8)及び「平成 21 年度扶養義務調査充実事業実績報告(管外出張)」(様式 9)を提出されたい。

- (4) 多重債務を抱えている被保護者の金銭管理について、債務整理等の支援に関するプログラムを作成するために必要な経費を執行する予定がある場合、その他の自立支援プログラムにて協議を行うこととされたい。
- (5) 介護保険料加算、公営住宅家賃、学校給食費の代理納付に関する生活保護関係システムの改修を行うために必要な費用を執行する予定がある場合、生活保護費の支給事務において電算システムを導入しており、その支給決定に当たっての決裁機能を活用するための電算システム改修等を行うために必要な費用を執行する予定がある場合、生活保護事務の IT 化の推進に伴い、生活保護業務データシステム、生活保護等版レセプト管理システムのための改修等(生活保護等版レセプト管理システムの改修等にあたっては生活保護業務データシステムを利用するための改修等と同時にを行う場合に限る。)に必要な費用を執行する予定がある場合、業務効率化事業にて協議を行うこととされたい。

なお、業務効率化事業を協議する場合は見積書を添付すること。

- (6) 昨年度、対象外にした事業や経費については補助対象外となるので、再度、協議を行わないようにすること。特に、「保護のしおり」等に係る経費を毎年協議している自治体が見受けられるので、ご留意されたい。
- (7) 協議については、自立支援プログラム策定実施推進事業と生活保護適正実施推進事業とに分けて様式 2 を作成すること。ただし、生活保護法施行事務監査事業、生活保護特別指導監査事業を協議する場合は様式 3、認定等事務適正化事業協議書を協議する場合は様式 4 を別途提出すること。

なお、自立支援プログラム策定実施推進事業及び生活保護適正実施推進事業については、事業内容を確認する必要があるので、必ず実施要綱等の事業内容が分かる参考資料を提出することとされたい。

また、診療報酬明細書点検等充実事業において、外部点検専門業者等へ点検を委託(有資格者の雇い上げ等を含む)している場合にあっては、上述資料のほかに、業務仕様書を提出されたい。

- (8) 関係職員等研修・啓発事業のうち、「全国福祉事務所長会議」、「生活保護担当ケースワーカー全国研修会」、「生活保護法施行事務監査にかかる生活保護指導職員会議」、「新任生活保護査察指導員基礎研修会」及び「全国生活保護査察指導に関する研究協議会」、「生活保護担当指導職員ブロック会議」への参加に係る経費並びに町村福祉事務所設置推進支援事業に係る経費については、2 の(1)にかかわらず、10 万円未満でも補助対象とす

る。(全国課長会議・係長会議等の出席に要する経費等は補助対象外なので留意されたい。)

また、以上の他、臨時的に開催する研修会等についての取扱いは別途連絡する。

なお、セーフティネット支援対策等事業費補助金全体の協議額が都道府県、指定都市及び中核市においては300万円、市区町村においては30万円に満たない場合は補助対象外となるので留意されたい。

4 効果額の算出について

- (1) 平成21年度に補助金の交付決定を受けて実施している事業のうち、アからオについては、必ず平成22年3月末までの効果額を算出して報告すること。(これらの事業以外にも、効果額の算出が可能なものがある場合は、効果額を報告すること。この際、算出方法について提出すること。)

ア 就労支援事業

イ 精神障害者等退院促進事業

ウ 診療報酬明細書点検充実事業

エ 収入資産状況把握等充実事業

オ 扶養義務調査充実事業

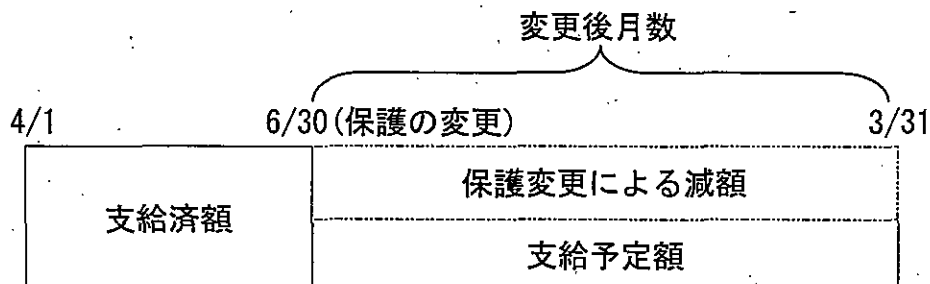
(2) 効果額の算出方法

ア 就労支援事業

- ① 就労することができた者のうち、保護を継続している者については、以下のように効果額を算出すること。(千円未満切り捨て)

なお、対象とするのは、平成22年3月末までに効果があつた者とする。

効果額 = 保護変更による減額 (当事業の結果、就労収入の増加で保護の変更を行い、事業実施年度において減額となった保護費の額。)

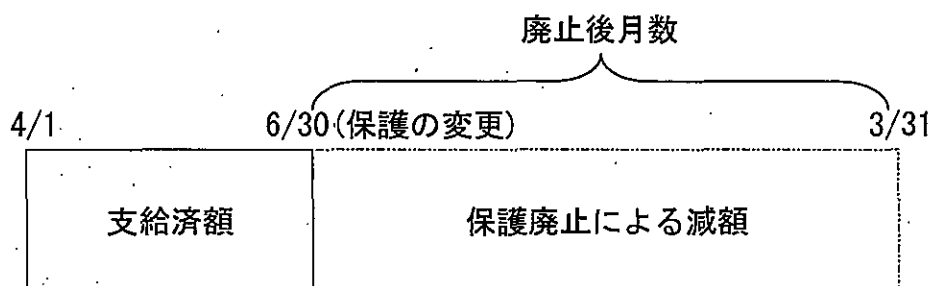


※ 変更後月数＝例えば6月15日に保護変更とした場合は7月～3月までの9か月とする。

- ② 就労することができた者のうち、保護を廃止した者については、以下のように効果額を算出すること。(千円未満切り捨て)

なお、対象とするのは、平成22年3月末までに効果があった者とする。

効果額 = 保護廃止による減額 (当事業の結果、就労収入の増加で保護の廃止を行い、事業実施年度において減額となった保護費の額。)



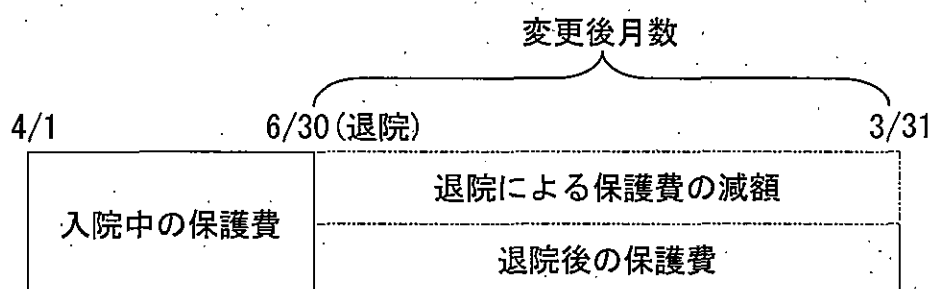
※ 廃止後月数＝例えば6月15日に保護廃止とした場合は7月～3月までの9か月とする。

イ 精神障害者等退院促進事業

退院することができた者について、以下のように1年分の効果額を推計して記入すること。(千円未満切り捨て)

なお、対象とするのは平成22年3月末までに効果があった者とする。

効果額 = 退院による保護費の減額 (月額) × 退院後の月数



※ 退院後の月数＝例えば6月15日に退院した場合は7月～3月の9か月とする。

ウ 診療報酬明細書点検充実事業

効果額 = 過誤調整額 (平成22年3月末までの実績額を記入すること。)

※ 過誤調整額は、点検により過誤を発見したものに限る。(例えば、医療機関からの取り下げ等によるものは含めない。)

エ 収入資産状況把握等充実事業

アと同様の算出方法。(効果額 = 保護の変更又は廃止による減額)

※ 保護の廃止又は変更による減額は以下を参考にして算出すること。

効果額は、当該調査の結果、保護の廃止又は変更を行い、事業実施年度において減額となった保護費の額をいう。(法第63条及び法第78条による返還金、徴収金等は含まない。)

オ 扶養義務調査充実事業

アと同様の算出方法。(効果額 = 保護の変更又は廃止による減額)

※ 保護の廃止又は変更による減額は以下を参考にして算出すること。

効果額は、当該調査の結果、保護の廃止又は変更を行い、事業実施年度において減額となった保護費の額をいう。例えば、来年の4月から仕送りをする旨の確約を得る等の保護費の減額見込は、効果額に当たらない。また、例えば前年度の扶養義務調査の結果、今年度も引き続き仕送りが続いている等の当該年度以前の調査により継続して減額となっているものは、当該年度の調査に係る効果額ではないため含まない。(法第63条及び法第73条による返還金、徴収金等は含まない。)

- (3) (2)にて算出した効果額については、別途、メールにて送信する様式に必要な箇所を全て記載して返信すること。

5 協議様式等について

協議等の様式は次のとおりである。

- ・ 様式 1 協議総括表
- ・ 様式 2 補助金協議額内訳書
- ・ 様式 3 生活保護法施行事務監査等事業及び生活保護特別指導監査事業協議書
- ・ 様式 4 認定等事務適正化事業協議書
- ・ 様式 5 町村事務所設置推進支援事業国庫補助金協議書
- ・ 様式 6 平成22年度生活保護特別指導監査事業実施計画
- ・ 様式 7 平成21年度生活保護特別指導監査事業実績報告
- ・ 様式 8 平成22年度扶養義務調査充実事業による出張計画(管外出張)
- ・ 様式 9 平成21年度扶養義務調査充実事業実績報告(管外出張)
- ・ 様式 10 事業効果額等報告書
- ・ 様式 11 診療報酬明細書点検状況
- ・ 様式 12 被保護者の介護保険(介護扶助)制度利用状況等調

6 提出資料についての注意事項

- (1) 様式1の協議総括表については、メールにて様式を送付するので、金額を記入して当方まで返信すること。その際、他の自治体に記入しないように注意すること。(自治体毎に印刷できるエクセルファイルを送るので、メールで返信すると同時に、紙媒体でも提出すること。)
- (2) 自立支援プログラム策定実施推進事業及び生活保護適正実施推進事業を協議した自治体は、実施要綱を提出すること。
- (3) 町村福祉事務所設置推進支援事業国庫補助金協議書を協議する自治体におかれては、様式5も提出すること。
- (4) 生活保護適正実施推進事業における生活保護特別監査事業を協議する自治体におかれては、様式6及び様式7も提出すること。
- (5) 生活保護適正実施推進事業における扶養義務調査充実事業を協議する自治体におかれては、様式8及び様式9も提出すること。
- (6) 様式10の事業効果額等報告書については、平成22年3月末までの実績を記入すること。(平成21年度に補助金の交付決定を受けた自治体は必ず記載して提出すること。) この様式については、メールにて様式を送付するので、金額等をそれぞれの様式に記入して当方に返信すること。その際、他の自治体に記入しないように注意すること。(原則メールにて当方に返信するが、効果額算出の参考資料については、郵送すること。)

(事務担当)

厚生労働省保護課経理係 青木、岩本

T E L : 03-5253-1111 (内線 2825)

e-mail : hogo-keiri@mhlw.go.jp

協 議 総 括 表

1 自立支援プログラム策定実施推進事業

(1) 実施体制整備事業

(2) 自立支援サービス整備事業

(単位:千円)

[illegible]

(注)・各事業ごとに金額を記入すること。なお、千円未満は切り捨てること。

・「自立支援サービス整備事業」は1/2補助事業であるので、当様式には協議額に1/2をして（千円未満切り捨て）記入すること。

・交付決定を受ける自治体毎に記入すること。（郡部事務所分は取りまとめること。）

・この様式については、メールにて送付するので、変更・追加後の金額は赤字にして返信すること。（都道府県については、管内市区町村分を取りまとめて返信すること。）

2 生活保護適正実施推進事業

(単位:千円)

[illegible]

- (注) 各事業ごとに金額を記入すること。なお、千円未満は切り捨てること。
 (3)の「生活保護法施行事務監査等事業」については、都道府県・指定都市・中核市のみが補助対象であるため、その他の市区町村は協議しないこと。
 「生活保護法施行事務監査等事業」及び「町村福祉事務所設置推進支援事業」は1/2補助事業であるので、当様式には協議額に1/2をして、(千円未満切り捨て)記入すること。
 交付決定を受ける自治体毎に記入すること。(郡部事務所分は取りまとめること。)
 この様式については、メールにて送付するので、変更・追加後の金額は赤字にして返信すること。(都道府県については、管内市区町村分を取りまとめて返信すること。)

補助金協議額内訳書

都道府県
指定都市
中核市 名

(単位：円)

新規 継続 の別	事業名 (実施期間)	目的及び内容	支出予定額内訳		
			経費区分	支出予定額	積算内訳
新	〇〇〇事業 (22. 4. 1～23. 3. 31)		需用費	〇〇〇	〇〇〇費 〇〇人×@〇〇 = 〇〇 〇〇〇費 〇〇部×@〇〇 = 〇〇
			旅費	〇〇〇	
			計	〇〇〇	
継 (年度)	()				
			計		
(年度)					
			計		
(年度)					
			計		
			合 計		

- (注) 1 積算内訳欄の記入に当たっては事業ごとに積算し、その合計額を支出予定額欄に記入すること。
 2 「新規継続の別」欄については、前年度以前に同一の事業を行っている場合には「継」として、
 () 内に当該事業開始年度を記入し、平成22年度新規事業の場合は「新」と記入すること。
 3 事業名は、当方で提示しているメニューの名称と一致させること。
 4 町村福祉事務所設置推進支援事業については、都道府県・指定都市・中核市名の欄に都道府県・町村名を記入すること。

様式 3

生活保護法施行事務監査等事業及び 生活保護特別指導監査事業 協議書

都道府県市名：
担当者氏名：
連絡先：

新規 継続 の別	事業名	目的及び内容	支出予定額内訳		
			経費区分	支出予定額	積算内訳
	生活保護法施行事務監査等 事業				
	実施期間 (〇〇. 〇. 〇～〇〇. 〇. 〇)		計		
	生活保護特別指導監査事業				
	実施期間 (〇〇. 〇. 〇～〇〇. 〇. 〇)		計		

- (注) 1 「新規継続の別」欄については前年度以前に同一の事業を行っている場合には「継」として、()内
に当該事業開始年度を記入し、今年度新規事業の場合は「新」と記入すること。
- 2 「生活保護特別指導監査事業」について協議する場合、「平成22年度生活保護特別指導監査実施
計画」(様式6)及び「平成21年度生活保護特別指導監査事業実績報告」(様式7)を提出すること。

様式 4

認定等事務適正化事業 協議書

(収入資産状況把握等充実事業、扶養義務調査充実事業、体制整備強化事業)

都道府県市名 : _____
 担当者氏名 : _____
 連絡先 : _____

被保護世帯数 (前年度末時点)

申請世帯数 (前年度末時点)	申請時調査延べ件数	
	資産	扶養

面接相談員雇用契約形態	
・非常勤職員:	人
・派遣職員:	人

継続世帯関係先調査 延べ件数		継続世帯扶養義務調査 延べ件数	
前年度実績	今年度見込 (補助対象)	前年度実績	今年度見込 (補助対象)

新規 継続 の別	事業名	目的及び内容	支出予定額内訳		
			経費区分	支出予定額	積算内訳
	収入資産状況把握等充実事業 (継続世帯のみ対象) 実施期間 (〇〇. 〇. 〇~〇〇. 〇. 〇)				
			計		
	扶養義務調査充実事業 (継続世帯のみ対象) 実施期間 (〇〇. 〇. 〇~〇〇. 〇. 〇)				
			計		
	体制整備強化事業 実施期間 (〇〇. 〇. 〇~〇〇. 〇. 〇)				
			計		

- (注) 1 「新規継続の別」欄については前年度以前に同一の事業を行っている場合には「継」として、()内に当該事業開始年度を記入し、今年度新規事業の場合は「新」と記入すること。
- 2 「扶養義務調査充実事業」において管外出張における旅費を協議する場合は、「平成22年度扶養義務調査出張計画(管外出張)」(様式8)及び「平成21年度扶養義務調査充実事業実績報告(管外出張)」(様式9)を提出すること。

平成 22 年度町村福祉事務所設置推進支援事業国庫補助協議書

都道府県・町村名 _____

担当部署： _____

担 当 者： _____

電話番号： _____

E-mail： _____

○福祉事務所設置町村名 _____

※一部事務組合・広域連合を設置する場合は、構成される町村名を全て記載すること。

○町村福祉事務所設置予定日 _____

○事業内容 _____
_____○支出予定額内訳書
(都道府県用)

科 目	支出予定額	積算内訳
報償費	円	円
旅費		
需用費		
使用料		
賃借料		
合 計		

(町村用)

科 目	支出予定額	積算内訳
賃金	円	円
報償費		
共済費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
備品購入費		
使用料		
賃借料		
負担金		
合 計		

○ 留意事項

①事業の実施主体について

都道府県・町村

※広域連合等を設置する場合は、幹事町村が町村分をまとめて提出すること。

②事業内容について

下記を参考に詳細に記載すること。

(1) 都道府県事業

町村福祉事務所を単独で設置又は一部事務組合・広域連合を設けて福祉事務所を設置する町村を支援する都道府県が行う以下の事業に対し補助する事業

- ・ 移行等に向けての検討会等開催事業
- ・ 先駆的事務所における実地調査事業
- ・ 生活保護業務に携わる町村職員養成研修事業
- ・ 移行後の町村におけるフォローアップ事業 等

(2) 町村事業

福祉事務所を単独で設置又は一部事務組合・広域連合を設けて設置する町村が行う以下の事業に対し補助する事業

- ・ 先駆的事務所における実地調査事業
- ・ 県本庁等における現業員研修等参加事業
- ・ 社会福祉主事資格取得支援事業
- ・ 相談室設置に係る費用
- ・ 生活保護業務システム構築事業 等

③補助対象について

当事業については10万円未満でも補助対象にするが、セーフティネット支援対策等事業費補助金全体の協議額が都道府県においては300万円、町村においては30万円に満たない場合は補助対象外となるので留意すること。

平成 22 年度 生活保護特別指導監査事業 実施計画

都道府県市名:

担当者氏名:

連絡先(電話番号:メールアドレス)

福祉事務所名	①一般指導監査の計画						②特別指導監査の計画						③確認監査の計画						④その他の指導状況	
	監査実施計画月	監査班の編成			監査実施計画日数	延 監 査 職 員 数	監査実施計画月	監査班の編成			監査実施計画日数	延 監 査 職 員 数	監査実施計画月	監査班の編成			監査実施計画日数	延 監 査 職 員 数	監査実施計画月	監 査 概 要
		班 長 名	医 嘱 託 医 を 含 む 医 系 職 員 の 参 画	監 査 人 員 数				班 長 名	医 嘱 託 医 を 含 む 医 系 職 員 の 参 画	監 査 人 員 数				班 長 名	医 嘱 託 医 を 含 む 医 系 職 員 の 参 画	監 査 人 員 数				
【記入例】 〇〇福祉事務所	6月	課長補佐	○	7人	5日	35人	11月	係長	×	4人	3日	12人	2月	課長補佐	×	4人	3日	12人		
合計	—	—					—	—					—	—					—	—

※1:当該監査にかかる一般指導監査(1回目)、特別指導(2回目)及び確認監査(3回目)はそれぞれ別の日程で計画すること。

※2:班長名が「課長」以外の職名でそれが課長級に該当する場合には(課長級)と附記すること。

※3:「嘱託医を含む医系職員の参画」に該当する場合は、記入欄に○を、該当しない場合は×を記入すること。

平成 21 年度 生活保護特別指導監査事業 実績報告

都道府県市名:

担当者氏名:

連絡先(電話番号:メールアドレス)

福祉事務所名	①一般指導監査の実績						②特別監査の実績						③確認監査の実績						④その他の指導実績	
	監 査 実 施 期 間	監査班の編成			監 査 実 施 日 数	延 監 査 職 員 数	監 査 実 施 期 間	監査班の編成			監 査 実 施 日 数	延 監 査 職 員 数	監 査 実 施 期 間	監査班の編成			監 査 実 施 日 数	延 監 査 職 員 数	監 査 実 施 期 間	監 査 概 要
		班 長 名	医 嘱 託 医 を 含 む 医 系 職 員 の 参 画	監 査 人 員 数				班 長 名	医 嘱 託 医 を 含 む 医 系 職 員 の 参 画	監 査 人 員 数				班 長 名	医 嘱 託 医 を 含 む 医 系 職 員 の 参 画	監 査 人 員 数				
	月 日 ～ 月 日			人	日	人	月 日 ～ 月 日			人	日	人	月 日 ～ 月 日			人	日	人	月 日 ～ 月 日	
	月 日 ～ 月 日						月 日 ～ 月 日						月 日 ～ 月 日						月 日 ～ 月 日	
	月 日 ～ 月 日						月 日 ～ 月 日						月 日 ～ 月 日						月 日 ～ 月 日	
	月 日 ～ 月 日						月 日 ～ 月 日						月 日 ～ 月 日						月 日 ～ 月 日	
合計	—	—					—	—					—	—					—	—

※1:当該監査にかかる一般指導監査(1回目)、特別指導(2回目)及び確認監査(3回目)はそれぞれ別の日程で計画すること。

※2:班長名が「課長」以外の職名でそれが課長級に該当する場合には(課長級)と附記すること。

※3:「嘱託医を含む医系職員の参画」に該当する場合は、記入欄に○を、該当しない場合は×を記入すること。

平成 22 年度 扶養義務調査充実事業 出張計画 (管外出張)

都道府県市名: _____
 提出福祉事務所名 _____
 担当者氏名 _____
 連絡先(電話番号:メールアドレス) _____

出張先 (都道府県名) 出張期間 (日帰り、○泊○日)	出張人数	訪問する扶養義務者について				旅費所要額積算
		被保護世帯と重点的扶養能力 調査対象者との関係	訪問先 (市区町村名)	当該扶養義務者に対し管外への扶養義務調査を実施する理由		
				重点的扶養能力調査対象者の理由	相当の扶養能力があると認められる理由	
〇〇県 (1泊2日)	2人	子の父	〇〇市	①、②、③ 〇〇のため。	△△のため。	〇〇費 @ 〇〇×2= 〇〇円
		子の母	〇〇市	①、②、③ □□のため。	◇◇のため。	
		主の子	△□市	①、②、③ 〇〇のため。	△△のため。	
		主の祖父、祖母	〇☆村	①、②、③ □□のため。	◇◇のため。	
				①、②、③		
		計	4件			
	人			①、②、③		円
				①、②、③		
				①、②、③		
				①、②、③		
				①、②、③		
		計	件			
	人			①、②、③		円
				①、②、③		
				①、②、③		
				①、②、③		
				①、②、③		
		計	件			
合 計	2人		4件			〇〇円

(記載上の注意事項)

- 1: 管外出張とは当該福祉事務所の管轄外の出張である。
- 2: 管外出張毎に記入し、記載欄が足りない場合は適宜行を挿入し付け加えること。
- 3: 1件の訪問で複数の扶養義務者と面会した場合、被保護世帯と重点的扶養能力調査対象者との関係にそれぞれの関係を記載すること。
- 4: 重点的扶養能力対象者の理由については、①(生活保持義務関係にある者)、②(①以外の親子関係にある者のうち扶養の可能性が期待される者)、③(①、②以外の、過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受ける等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者)の該当する欄に○を記入すること。

平成21年度 扶養義務調査充実事業 実績報告（管外出張）

都道府県市名：

担当者氏名：

連絡先(電話番号：メールアドレス)：

出張先 (都道府県名) 出張期間 (日帰り、○泊○日)	出張人数	被保護世帯と重点的扶養能力対者との関係		扶養義務者への事前連絡の有無 (無の場合その理由)		扶養義務者との面会結果	訪問先 (市区町村名)	旅費等実績額 (千円)	経済的な援助の有無	効果額 (千円)	効果月数	
				有	無						変更後月数	廃止後月数
□□県 (1泊2日)	2人	主の父		○		○	□□市	100千円	○	10千円	2月	
		子の父			連絡するも返事無し	○	□□市					
		主の母、主の子		○		○	□□市					
		計		3件	2件	1件	3件		1件	10千円	2月	0月
○○県、△△県 (1泊2日)	1人	母の子		○		○	○○市	30千円				
		主の子		○		○	□△市					
		主の子		○		○	△□市		○	300千円		4月
		主の父			連絡無し		○☆村					
		計		4件	3件	1件	3件		1件	300千円	0月	4月
○△県 (日帰り)	1人	子の父		○		○	○△市	5千円				
		計		1件	1件	0件	1件		0件	0千円	0月	0月
合 計	4人	8件		6件	2件	7件		135千円	2件	310千円	2月	4月

(記載上の注意事項)

- 1: 管外出張とは当該福祉事務所の管轄外の出張である。
- 2: 出張毎に記入し、記載欄が足りない場合は適宜行を挿入し付け加えること。
- 3: 1件の訪問で複数の扶養義務者と面会した場合、被保護世帯と重点的扶養能力対者との関係にそれぞれの関係を記入すること。
- 4: 扶養義務者との面会の事前連絡の有無については、事前に訪問する日時について面会の約束ができた場合「有」に○を記入する。約束ができなかった場合は「無」にその理由を記入する。
- 5: 扶養義務者との面会結果については、扶養義務者と面会できた場合に○を記入すること。
- 6: 旅費等実績額については、補助金の交付により支出した金額を記入すること。
- 7: 効果額の算出については、別紙1の4の取扱いとする。

事業効果額等報告書

事業区分 (1)-ア

事業名 就労支援事業

	都道府県市名	国庫補助額 千円	雇上人数又は委託 人	効果額 千円	保護変更による減額		対象件数	効果件数	保護変更人数		効果月数	変更後月数	廃止後月数
					千円	千円			千円	千円			
1	北海道			0				0			0		
2	青森県			0				0			0		
3	岩手県			0				0			0		
4	宮城県			0				0			0		
5	秋田県			0				0			0		
6	山形県			0				0			0		
7	福島県			0				0			0		
8	茨城県			0				0			0		
9	栃木県			0				0			0		
10	群馬県			0				0			0		
11	埼玉県			0				0			0		
12	千葉県			0				0			0		
13	東京都			0				0			0		
14	神奈川県			0				0			0		
15	新潟県			0				0			0		
16	富山県			0				0			0		
17	石川県			0				0			0		
18	福井県			0				0			0		
19	山梨県			0				0			0		
20	長野県			0				0			0		
21	岐阜県			0				0			0		
22	静岡県			0				0			0		
23	愛知県			0				0			0		
24	三重県			0				0			0		
25	滋賀県			0				0			0		
26	京都府			0				0			0		
27	大阪府			0				0			0		
28	兵庫県			0				0			0		
29	奈良県			0				0			0		
30	和歌山県			0				0			0		
31	鳥取県			0				0			0		
32	島根県			0				0			0		
33	岡山県			0				0			0		
34	広島県			0				0			0		
35	山口県			0				0			0		
36	徳島県			0				0			0		
37	香川県			0				0			0		
38	愛媛県			0				0			0		
39	高知県			0				0			0		
40	福岡県			0				0			0		
41	佐賀県			0				0			0		
42	長崎県			0				0			0		
43	熊本県			0				0			0		
44	大分県			0				0			0		
45	宮崎県			0				0			0		
46	鹿児島県			0				0			0		
47	沖縄県			0				0			0		
48	札幌市			0				0			0		
49	仙台市			0				0			0		
50	さいたま市			0				0			0		
51	千葉市			0				0			0		
52	横浜市			0				0			0		
53	川崎市			0				0			0		
54	相模原市			0				0			0		
55	新潟市			0				0			0		
56	静岡市			0				0			0		
57	浜松市			0				0			0		
58	名古屋市			0				0			0		
59	京都市			0				0			0		
60	大阪市			0				0			0		
61	堺市			0				0			0		
62	神戸市			0				0			0		
63	岡山市			0				0			0		
64	広島市			0				0			0		
65	北九州市			0				0			0		
66	福岡市			0				0			0		
67	旭川市			0				0			0		
68	函館市			0				0			0		
69	青森市			0				0			0		
70	盛岡市			0				0			0		
71	秋田市			0				0			0		
72	郡山市			0				0			0		
73	いわき市			0				0			0		
74	宇都宮市			0				0			0		
75	前橋市			0				0			0		
76	川越市			0				0			0		
77	船橋市			0				0			0		
78	柏市			0				0			0		
79	横須賀市			0				0			0		

[illegible]

事業効果額等報告書

事業区分 (1)-1

事業名 精神障害者等退院促進事業

	都道府県市名	国庫補助額	属上人数又は委託	効果額	対象人数	退院人数	うち精神障害者	退院後の 月数	保護廃止人数
		千円	人	千円	人			月	人
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県								
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県								
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県								
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県								
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
48	札幌市								
49	仙台市								
50	さいたま市								
51	千葉市								
52	横浜市								
53	川崎市								
54	相模原市								
55	新潟市								
56	静岡市								
57	浜松市								
58	名古屋市								
59	京都市								
60	大阪市								
61	堺市								
62	神戸市								
63	岡山市								
64	広島市								
65	北九州市								
66	福岡市								
67	旭川市								

	都道府県市名	国庫補助額	雇入人数又は委託	効果額	対象人数	退院人数		退院後の 月数		保護廃止人数
		千円	人	千円	人	うち精神障害者 人	人	人	月	人
68	函館市									
69	青森市									
70	盛岡市									
71	秋田市									
72	郡山市									
73	いわき市									
74	宇都宮市									
75	前橋市									
76	川越市									
77	船橋市									
78	柏市									
79	横須賀市									
80	富山市									
81	金沢市									
82	長野市									
83	岐阜市									
84	豊橋市									
85	豊田市									
86	岡崎市									
87	大津市									
88	高槻市									
89	東大阪市									
90	姫路市									
91	西宮市									
92	尼崎市									
93	奈良市									
94	和歌山市									
95	倉敷市									
96	福山市									
97	下関市									
98	高松市									
99	松山市									
100	高知市									
101	久留米市									
102	長崎市									
103	熊本市									
104	大分市									
105	宮崎市									
106	鹿児島市									
	合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

実施自治体数 0

事業効果額等報告書

事業区分 (5)

事業名 診療報酬明細書点検充実事業

都道府県市名	国庫補助額 千円	雇上人数又は委託	効果額 千円	対象件数 枚	効果件数 枚	レセプト点検実施内容		
						資格審査	内容点検(単月)	内容点検(総覧)
1 北海道								
2 青森県								
3 岩手県								
4 宮城県								
5 秋田県								
6 山形県								
7 福島県								
8 茨城県								
9 栃木県								
10 群馬県								
11 埼玉県								
12 千葉県								
13 東京都								
14 神奈川県								
15 新潟県								
16 富山県								
17 石川県								
18 福井県								
19 山梨県								
20 長野県								
21 岐阜県								
22 静岡県								
23 愛知県								
24 三重県								
25 滋賀県								
26 京都府								
27 大阪府								
28 兵庫県								
29 奈良県								
30 和歌山県								
31 鳥取県								
32 島根県								
33 岡山県								
34 広島県								
35 山口県								
36 徳島県								
37 香川県								
38 愛媛県								
39 高知県								
40 福岡県								
41 佐賀県								
42 長崎県								
43 熊本県								
44 大分県								
45 宮崎県								
46 鹿児島県								
47 沖縄県								
48 札幌市								
49 仙台市								
50 さいたま市								
51 千葉市								
52 横浜市								
53 川崎市								
54 相模原市								
55 新潟市								
56 静岡市								
57 浜松市								
58 名古屋市								
59 京都市								
60 大阪市								
61 堺市								
62 神戸市								
63 岡山市								
64 広島市								
65 北九州市								
66 福岡市								
67 旭川市								
68 函館市								
69 青森市								
70 盛岡市								
71 秋田市								
72 郡山市								
73 いわき市								
74 宇都宮市								
75 前橋市								
76 川越市								
77 松橋市								
78 相市								
79 横須賀市								
80 富山市								
81 金沢市								
82 長野市								
83 岐阜市								
84 豊橋市								

事業区分 (5)

事業名 診療報酬明細書点検充実事業

	都道府県市名	国庫補助額 千円	雇上人数又は委託	効 果 額 千円	対象件数 枚	効果件数 枚	レセプト点検実施内容		
							資格審査	内容点検(単月)	内容点検(総覧)
85	豊田市								
86	岡崎市								
87	大津市								
88	高槻市								
89	東大阪市								
90	姫路市								
91	西宮市								
92	尼崎市								
93	奈良市								
94	和歌山市								
95	倉敷市								
96	福山市								
97	下関市								
98	高松市								
99	松山市								
100	高知市								
101	久留米市								
102	長崎市								
103	熊本市								
104	大分市								
105	宮崎市								
106	鹿児島市								
	合 計	0	0	0	0	0	0	0	0

実施自治体数

0

0

※レセプト点検実施内容については、実施している場合には○、実施していない場合には×を記載すること。

事業名 収入増進状況把握等充実事業

都道府県市名	国庫補助額 千円	県上人口増進事業 人	効果額 千円	対象件数 件	効果件数 件	所得増進額 千円	所得減進額 千円	効果月数 月	変更後月数 月	減止後月数 月	収入増進額 千円	所得増進の増進状況				収入増進後の増進状況				収入増進後の増進状況			
												所得増進による増進		所得減進による減進		所得増進による増進		所得減進による減進		所得増進による増進		所得減進による減進	
												件数	金額	変更後月数	減止後月数	件数	金額	変更後月数	減止後月数	件数	金額	変更後月数	減止後月数
奈良市			0	0	0	0	0	0	0	0	0												
和歌山市			0	0	0	0	0	0	0	0	0												
橿原市			0	0	0	0	0	0	0	0	0												
津山市			0	0	0	0	0	0	0	0	0												
下関市			0	0	0	0	0	0	0	0	0												
高松市			0	0	0	0	0	0	0	0	0												
松山市			0	0	0	0	0	0	0	0	0												
高知市			0	0	0	0	0	0	0	0	0												
久留米市			0	0	0	0	0	0	0	0	0												
長崎市			0	0	0	0	0	0	0	0	0												
熊本市			0	0	0	0	0	0	0	0	0												
大分市			0	0	0	0	0	0	0	0	0												
宮崎市			0	0	0	0	0	0	0	0	0												
鹿児島市			0	0	0	0	0	0	0	0	0												
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

事業効果額等報告書

事業区分 (7)-イ

事業名 扶養義務調査実施事業

【21年度に補助金にて実施している事業について記入する。】



都道府県市名	国庫補助額 千円	雇入人数又は委託 人	効果額 千円	対象件数 件	効果件数	扶養義務調査の状況												
						保護変更数	保護廃止数	効果月数	変更後月数 月	廃止後月数 月	調査件数	保護変更による減額			保護廃止による減額			精神的扶養 の件数
												件数	金額	変更後月数	件数	金額	廃止後月数	
1 北海道			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
2 青森県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
3 岩手県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
4 宮城県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
5 秋田県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
6 山形県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
7 福島県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
8 茨城県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
9 栃木県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
10 群馬県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
11 埼玉県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
12 千葉県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
13 東京都			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
14 神奈川県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
15 新潟県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
16 富山県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
17 石川県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
18 福井県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
19 山梨県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
20 長野県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
21 岐阜県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
22 静岡県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
23 愛知県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
24 三重県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
25 滋賀県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
26 京都府			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
27 大阪府			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
28 兵庫県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
29 奈良県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
30 和歌山県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
31 鳥取県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
32 島根県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
33 岡山県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
34 広島県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
35 山口県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
36 徳島県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
37 香川県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
38 愛媛県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
39 高知県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
40 福岡県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
41 佐賀県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
42 長崎県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
43 熊本県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
44 大分県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
45 宮崎県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
46 鹿児島県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
47 沖縄県			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
48 札幌市			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
49 仙台市			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
50 さいたま市			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
51 千葉市			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
52 横浜市			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
53 川崎市			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
54 相模原市			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
55 新潟市			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
56 静岡市			0	0	0	0	0	0	0	0	0							
57 浜松市			0	0	0	0	0	0	0	0	0							

事業区分 (7)-イ

事業名 扶養義務調査充実事業

【21年度に補助金にて実施している事業について記入する。】

都道府県市名	国庫補助額 千円	県上人数又は委託 人	効果額 千円	対象件数 件	効果件数	扶養義務調査の状況							調査世帯数	保護変更による減額			保護廃止による減額			精神的扶養 の件数
						保護変更数	保護廃止数	効果月数	変更後月数 月	廃止後月数 月	件数	金額		変更後月数	件数	金額	廃止後月数			
58 名古屋市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
59 京都市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
60 大阪市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
61 堺市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
62 神戸市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
63 岡山市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
64 広島市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
65 北九州市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
66 福岡市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
67 旭川市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
68 函館市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
69 青森市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
70 盛岡市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
71 秋田市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
72 郡山市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
73 いわき市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
74 宇都宮市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
75 前橋市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
76 川越市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
77 船橋市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
78 柏市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
79 横須賀市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
80 富山市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
81 金沢市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
82 長野市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
83 岐阜市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
84 豊橋市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
85 豊田市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
86 岡崎市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
87 大津市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
88 高槻市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
89 東大阪市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
90 姫路市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
91 西宮市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
92 尼崎市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
93 奈良市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
94 和歌山市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
95 倉敷市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
96 福山市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
97 下関市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
98 高松市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
99 松山市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
100 高知市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
101 久留米市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
102 長崎市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
103 熊本市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
104 大分市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
105 宮崎市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
106 鹿児島市			0	0	0	0	0	0	0	0	0									
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

診療報酬明細書等点検の状況（平成21年度分：4月支払分～3月支払分）

※4 福祉事務所及び都道府県市本庁のいずれにおいても、点検を全く行っていないものを対象とする。

様式2

都道府県市名 _____

実施体制の状況

①本庁における点検実施体制

都道府県・市名	点検区分	点検体制区分		
		専門性のある者	嘱託職員	業者委託
〇 〇 県	資格点検			
	単月点検			
	縦覧点検			

②福祉事務所における点検実施体制

福祉事務所名			点検区分	点検体制区分		
郡	区・市			専門性のある者	嘱託職員	業者委託
〇 〇	〇		資格点検			
			単月点検			
			縦覧点検			
△△区	〇		資格点検			
			単月点検			
			縦覧点検			
××市	〇		資格点検			
			単月点検			
			縦覧点検			
			資格点検			
			単月点検			
			縦覧点検			
			資格点検			
			単月点検			
			縦覧点検			
			資格点検			
			単月点検			
			縦覧点検			

再審査請求の状況

都道府県市名

再審査請求の結果を福祉事務所別（本庁点検分、返戻分含む）に記載してください。

[illegible]

※1 支払基金審査（原審査）結果の金額（診療報酬等請求内訳書に記載される算定額）

※2 併用の相手先（社保等）や指定医療機関の取り下げ等によるもの

※3 外部委託による再審査請求結果を再掲してください

レセプト点検に関する調査票の記入要領

- 1 本調査は、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という)による審査済レセプトの枚数及び請求金額を基礎として、本庁及び福祉事務所に於ける点検の状況及び効果を調査するものである。
- 2 この調査票で用いる用語について
原審査…… 指定医療機関から支払基金へ請求のあったレセプトに対する支払基金による審査
再審査…… 本庁、福祉事務所において原審査後のレセプトについて点検を行った結果、疑義があるとして支払基金に再度の審査を申し出たもの
容認……… 再審査の結果、支払基金がレセプトについて減額査定を行ったもの
返戻……… 再審査の結果、支払基金より指定医療機関へレセプトを送り返したもの
過誤調整… 再審査の結果、容認+返戻により原審査から減点(額)の調整を行ったもの
- 3 共通の注意事項
(1) 調査対象月は、平成21年度(4月支払分(おおむね2月診療分)～3月支払分(おおむね1月診療分))とする。
(2) 端数については「点検実施率(様式1)」「過誤調整率(様式3)」欄は小数点以下第2位(小数点以下第3位を四捨五入)、「点検体制区分の割合(様式2)」欄は小数点以下第1位(小数点以下第2位を四捨五入)まで記入し、それ以外の欄は整数値(小数点以下第1位を四捨五入)を記入すること。
(3) 「福祉事務所」欄の「郡」「区・市」欄について、郡部福祉事務所は「郡」に、区・市福祉事務所は「区・市」に“○”を付すこと。
(4) 金額の単位は円とする。
- 4 調査票の個別注意事項
(1) 診療報酬明細書等点検の状況(様式1)
ア 「資格点検対象総数 A」欄は、点検状況調査期間内に支払基金より送付されたレセプト枚数(連名簿に記載される件数を含む)を記入すること。
イ 「内容点検(単月)対象総数 B」欄は、点検状況調査期間内に支払基金より送付されたレセプト枚数から連名簿分及び資格点検による返戻分を除いたレセプト枚数を記入すること。
ウ 「内容点検(縦覧)対象総数 C」欄は、単月点検により特異な診療傾向が認められる指定医療機関、連続月あるいは一定期間内に重複算定できない診療内容、単月ではその適否が判断できない診療内容等に係るレセプトについて、受給者別に概ね3ヶ月以上の必要な期間にわたってレセプトを縦覧したレセプト枚数を記入すること。
ただし、同一のレセプトを異なる縦覧期間で複数回点検した場合であっても、点検枚数は重複してカウントしないこと。
例) 3, 4, 5月のレセプト(各1枚)を縦覧実施し、翌月に4, 5, 6月のレセプト(各1枚)を縦覧実施した場合、点検実施枚数は4(3, 4, 5, 6月の各1枚)とカウントされる。
エ 「資格点検 P」「内容点検(単月) Q」「内容点検(縦覧) R」欄は、福祉事務所及び都道府県市本庁のいずれにおいても、点検を実施していない枚数(実数)を記入すること。

(2)実施体制の状況(様式2)

- ア 「専門性のある者」欄は、嘱託医、嘱託職員、業者委託等の専門性のある者が点検を行なった枚数(実数)を記入すること。
- イ 「嘱託職員」欄は、レセプト点検を専門的に行うための嘱託職員を配置している場合に、その職員が点検を行った枚数(実数)を記入すること。
- ウ 「業者委託」欄は、その点検体制区分について外部委託をしている場合、委託を行った枚数(実数)を記入すること。

(3)再審査請求の状況(様式3)

- ア 「原審査(算定額) A」欄には、支払基金審査(原審査)結果の金額(診療報酬等請求内訳書(注)に記載される算定額)を記入すること。
(注)「生活保護法の一部を改正する法律等の施行について」(昭和28年3月31日社乙発49号)の別紙様式1
- イ 「資格 D」、「内容 E」欄は、本庁・福祉事務所における点検(外部委託分含む)による再審査請求の結果、過誤調整された金額を記入すること。
(本庁点検による過誤調整額についても、福祉事務所ごとに配分して計上すること。)
- ウ 「その他 F」欄は社保、結核等の併用先から再審査請求のあったもの及び指定医療機関からの取り下げによるもの他、本庁・福祉事務所点検によらないものの合計金額を記入すること。
- エ 「外部委託計」欄は、「D、E」欄のうち、外部委託点検により再審査請求を行った分で、過誤調整された金額を再掲すること。
- オ 「レセプト点検事業に係る国庫補助金額」欄は、当該年度の国庫補助金のうち、平成21年4月～21年3月のレセプト点検事業に直接充当された経費(人件費、委託費等)を記入すること。

被保護者の介護保険（介護扶助）制度利用状況等調
（平成22年3月末時点）

都道府県市名 _____

第1 介護扶助受給者の状況

区 分	介 護 扶 助 受 給 者 数		
	合 計 ①+②	うち在宅者数 ①	うち施設入所者数 ②
1号被保険者	人	人	人
2号被保険者			
被保険者以外の者			
合 計			

第2 境界層該当証明件数

境界層該当者である旨の証明書及び添付書類を交付した件数

平成21年度に証明した件数
件

（注）証明書等を交付した境界層該当者一人につき1件とし、同一の者に2回以上証明書等を交付した場合についても1件とする。